

東部署だより



あなたの家の住宅用火災警報器、鳴りますか!?

消防法により、一般住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられてから10年以上が経過 し、消防庁が集計した令和2年7月1日時点の設置率は、全国82.6%、鹿児島県91.1%(3位) という結果でした。

今後、設置から10年を迎えた「住警器」の故障が増えると予測されており、維持管理状況調査 では、作動確認を行った世帯の約2%で正常に作動しないことが確認されました。

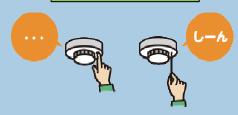
電池の寿命は約10年で、電池交換も可能ですが、本体電子部品の寿命が過ぎて火災を感知しな い恐れがあるため、電池切れの際は本体交換をおすすめします。

下記の方法で、ご自宅に設置してある「住警器」の作動試験を行ってください。

≪作動試験の方法≫



||常がある場



音が鳴らない場合、電池切れか本体が故障している可能性があります。 (電池切れの前になると、本体から電池切れの警告音が鳴ります。)

設置していれば大丈夫というわけではなく、正常に作動して初めてその役割を果たします。



≪記入例≫ 2021年4月設置 新しく取り付けた場合、設置年月を本体に記入しましょう。 作動を確認し、音を聞くことも忘れずに!!

- ○住警器の目的は、何よりも火災からあなたの大切な家族やご自身の命を守るためにあります。
- ○消防署では今後も「住警器」の設置状況調査を継続します。
- ○戸別訪問を基本としますが、新型コロナの影響で電話での聞き取り調査を行う場合もあります。 訪問時に留守の場合、調査のための連絡先をメモで残しますので、電話で設置状況を教えて下さい。
- ○今まで未設置の住宅に新たに設置された方は、下記連絡先にお電話ください。

【注意】

消防署が行うのは設置状況調査と設置推奨のみで、機器販売はしていませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 大隅肝属地区消防組合 **2**0994(63)5499 東部消防署